

## ハーネス型安全帯使用作業講習実施

厚生労働省より安全衛生法13条第3項第28号を改正し、安全帯(墜落による危険を防止する為のものに限る)を墜落制止用器具に改正され、認められる器具は胴ベルト型(1本つり)及びハーネス型(1本つり)になりました。

また、墜落制止用器具はフルハーネス型を使用することが原則となりました。

フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れがある場合(高さが6.75m以下)は胴ベルト型(1本つり)を使用できる。2019年2月1日施工され、2022年1月2日以降は完全施工になります。

弊社では、改正に伴い社内によるハーネス型安全帯使用作業講習を実施致しました。

政令等の改正についてや実際にフルハーネス型安全帯の使用方法及び注意点、実技等を行いました。



講習風景 ①



講習風景 ②



講習風景 ③



講習風景 ④

墜落制止用器具はクレーン設備の点検作業や工事、高所による作業では必要不可欠なものであり、今後も長く使用していくものでもある為、定期的に講習を実施し使用方法と知識を定着させていきたい。